

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病 4月号

(通巻第131号)

関西労働者安全センター 1985.4.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742 **100円**



- 1985年度運動方針.....1
- 1985年度役員名簿.....5
- シリーズ/民営化・民間委託と労災職業病.....6
- 第11期労働者針灸学習会.....8
- 学習のページ こんなときどうする(9).....9
- 前線から(ニュース).....12
- 紀和だより.....18

3月の新聞記事から/17

■表紙写真/第5回総会

三月二十三日、大阪全通会館において安全センターの第五回総会を開催し、八四年度総括の確認と八五年度運動方針を決定した。当日は来賓として社会党大阪府本部、全林野大阪地本を迎え、会員団体など百名の参加者があった。

昨年十一月には三年來の計画であ

った紀和病院も無事開院へとこぎつけ、近畿南部における労災職業病戦線の一大拠点としての役割を着々と果しつつある。しかしながら、このような成果の一方では、われわれをとりまく情勢は日々厳しさを増し、現在も政府・資本は、労基法、年金改悪をはじめとする法改悪を矢継ぎ早に画策してきている。安全センターとしては今年度これらの攻撃に対し、全国的な戦線の連携・共同闘争の強化と職場現場における日常的闘争をもって系統的な運動の展開をかちとっていききたい。

'85年度運動方針

1 運動方針の基調

先に「概括」の中でも一部述べたように、自民党政権の軍拡、福祉切捨て、「行財政改革」路線はますますその攻撃を強めており、労働省も今や労働関係法の番人、労働者保護とといった大義名分をかなぐり捨て、「男女雇用機会均等法案」「派遣事業法案」に象徴されるように、資本の手先、労働者

に対する労務担当者としての役割を公然と打出すに等しい情況となっている。労災保険についても、老令年金等他の公的給付との減額調整問題など際限がないと思われる改悪の続行、赤字を理由とした給付の圧縮が今や労基局のメインの仕事と化しているのである。これら情況の大きな流れの中で、我々の活動はまさに激流に抗して進む小舟に似た感がないでもない。しかし、昨年の第四回総会においても確認したように、憲法も労働基本権も今やそれが足下まで崩れかかっているという保証はどこにもない以上、それこそ一から運動を作り出し、労働者の権利を補強していく以外にはないのである。

「生命も健康も生活も闘いとる」という意気ごみを大きくし、進めることである。一言でいえば日常活動の強化ということ組織化していく点にこそ安全センターの基本的役割は存在すると考える。

これら厳しい状況を踏まえ、我々は85年度の活動の基調を以下のように定めたい。

第一には全国各地のセンターとの相互交流・共闘を重視し、労働行政のなし崩し的な労働者の権利剥奪攻撃に対して、少しでも統一的な反撃が行えるようにすることである。我々は昨年紀和病院の設立をかちとり、全林野を中心として、間接的ではあるが和歌山・奈良の仲間との交流を開始し、徐々に結びつきは強まりつつある。これら関西段階における交流の拡大を一方の軸とし、労住医連を介しての全国のセンターとの共闘を従来以上に強化することは極めて重要なことである。

第二にはセンターの主体的力量の強化である。そして、これを具体化する内容として三つの点を強調したい。まず、労働運動一線の活動家との問題意識の共有であり、活動家ととりくんでいる課題、ぶつかっている壁に対して、労災運動の側から共に闘うべき課題や観点を絶えず提起し、共に担っていく姿勢をセンターとして確立することである。次に昨年来強調してきた、センターの地域職場への「はびこり」を一層

進めることである。一言でいえば日常活動の強化ということであるが、小さな問題から大きな問題に至るまで、徹底してきめ細かく、地域職場の労働者と共に奮闘することである。

そして、事務局体制の強化をはじめとして、安全センターの組織作りの問題である。従来より我々は「労災闘争の発展がセンターの発展」と位置付け、センターを「組織」としてよりも「機能」として強く意識している。安全センター自体が限定した目標で一致したゆるやかな組織であることの限界を踏えつつも「労災闘争を労働運動強化の環とする」という戦略的役割は現在大いに重視すべきであり、その意味でも目的意識的な組織作りは不可欠であろう。

81年の組織整備以来センターは比較的順調な発展を続け、従来になく安定した時期に入っていることは事実である。しかし、大情況の逆流の現状をみる限り、我々は狭いところで安定で止まるわけにはいかないものであり、これまでの蓄積を足場に積極的な攻撃を運動の原則としたい。

2 一般方針について

安全センターが行う活動は以下の通りであり、概略のみを示す。

- ① 職場地域における労災職業病闘争、安全衛生闘争の強化発展に努める。
- ② 針灸治療制限に対する闘い。労災認定闘争等、労働行政に対する闘いを強化する。
- ③ 労災訴訟への支援を強化する。
※柴田出稼訴訟、笹タンニン酸中毒訴訟に引続き全面協力体制をとるとともに、植田マンガン訴訟、兵福労岩永訴訟への支援活動についてもできる限り組織的にこれを行うよう努める。
- ④ 労働基準法、労災保険法等、関連法規の改悪に反対して闘う。
- ⑤ 全林野、全山労と連帯して高松高裁不当判決に対する闘いを強化するとともに振動病闘争に積極的にとり組む。

- ⑥ 官公労働者と連帯して、公務災害認定闘争、職場改善闘争を強化する。とりわけ公災基金の民主化闘争を重視して闘う。
- ⑦ 全港湾と連帯して、じん肺闘争、港湾病闘争を引続き推進する。
- ⑧ 住電闘争等大企業における先進的闘いを支援し、安全・労災問題を通じて横の連絡共闘促進のため努める。
- ⑨ 岩佐訴訟を支援するとともに、被曝線量の許容基準緩和反対闘争など被曝労働問題についてのとりくみを強化する。
- ⑩ 医療、法律等専門家グループ、及び学生戦線との協力関係を強化する。
- ⑪ 労災職業病闘争講座、針灸学習会、地域講座等教宣活動を強化する。また、機関誌の内容の充実・改善に努め、購読拡大にとり組む。
- ⑫ 組織拡大、財政の安定のため奮闘する。
- ⑬ 出稼、コンピュータ労働、被災者の社会復帰、夜勤交替勤務など、具体的な課題についての研究会活動を強化する。
- ⑭ 大阪地評をはじめ、各地区評、地協との協力関係を拡充し、その他革新的労働団体、民主団体との連携に努める。また、社会党をはじめとする革新政党との協力を行う。全国的

には、労住医連及び各地の安全センター、そして日本労働者安全センターとの協力を強化する。

針を継続する。

③ 重点方針について

(1) 労災認定にとどまらず、職場の日常的安全衛生運動を重視して活動する。

これは安全センターの活動をより継続的なものとし、労働者全体のものとしていくためには非常に重要なことである。

職場実態アンケートの追加やこれまでの集約をもとに、健診、協約、安全衛生委員会等の改善を組合とともにに行い、必要な学習活動等をこまめに行っていく。

(2) 地域単位での活動を重視して活動する。

総括の中で述べたように、84年度においては港、東大阪などで地域活動が一定して進んできているが、引続き地域拠点を拡大し、多くの労組活動家との連携活動をめざして、この方

(3) 公務災害闘争を重視して活動する。

公務員労働者の闘いの状況については総括において一定述べたが、今後「行革」、民営化等を通じての労働強化、労働条件の低下の中で職業病問題の重要性は従来以上に大きくなることは必至であり、センターとしては個別労組の支援。また公務災害研究会の前進を通じて、積極的にとりくむ。とりわけ公災基金の認定機関のあり方については、その民主化に向け、センターとしても精力的にとりくむ。

(4) 機関誌拡大・組織拡大にとりくむ。

機関誌については昨年度は拡大運動を特に行っていないこともあり、今年度は拡大月間の設定等で大幅拡大にとりくむ。また組織拡大も早期百団体突破を目標に精力的に行う。

(5) 全国各地のセンターとの交流・共闘を重視して活動する。

現在の段階では全国的な組織を具体的に展望するのは困難であるが、紀和病院や労住医連を媒体として、関西各地・全国各地のセンターとの交流、共闘をこれまで以上に重視して

活動する。これは政府、資本側の攻撃が全面的であり、かつ急ピッチであることへの我々としての対応を行う際に不可欠の問題と判断している。

関西労働者安全センター運営協議会 一九八五年度役員

議長	山本 敬一	事務局長	榎本 祥文
副議長	有元 幹明	事務局長代行	紙谷 英信
委員	東 啓次郎	事務局次長	小泉 恒一
	橋井 美信		大成 功一
	華川 万吉		小林 薫
	金銅 正夫		山中 真清
	川村 忠孝		加来 栄一
	池野 竹雄		中地 重晴
	森田 義広		西野 方庸
	原田 憲治	事務局員	桑原 泰
	清水 直樹		片岡 明彦
	宮本 敏幸	会計	同 右
	藤原 幹二	会計監査	鈴木 博施
	木本 直志		西村 均
	岡田 秀樹	顧問	上田 卓三
	松久 寛		栗林 三郎
	森田 薫行		牧内 正哉
	中畑 信		尾上 文男
			加藤 芳英

(南労会)

(常任)

(全港湾大阪支部)

(労災職業病研究会)

(全石油ゼネラル石油労組堺支部)

(全金オーシマ支部)

(大阪労会労組)

(南労会労組)

(常任)

(南労会労組)

(大阪労会労組)

(全港湾大阪支部)

(衆議院議員)

(全国出稼組合連合会会長)

(社会党大阪府本部書記長)

(大阪総評オルグ)

(大阪総評オルグ)

民営化・民間委託と労災・職業病

合理化の波に洗われる港湾

・大阪市従港湾支部・

大阪市南東部、新淀川河口から大和川河口にかけて広がる広大な大阪港が、大阪市従港湾支部五四〇名の職場である。全国主要港の中でも唯一、市直営で港湾運営が行われている大阪港にも、地方行革の圧力がじわじわと伝わってきている。

シリーズ二回目の今回は、市従港湾支部の職場の概要と、民営化ということではないが、地方行革―経営効率の追求―民間委託・民営化という流れとの関いの一端である、ポートサービス事務・事業の見直し問題について簡単ではあるが報告してきた。

ポートサービスの事務事業の

見直し問題

いわゆる「ポートサービス」とは、大きく分けて二つの部署がある。一つは、海外から入港する大型船舶等の港内誘導・接岸を補助するタグボート及び船舶への給水関係であり、いま一つは、船舶を岸壁につなぎ止める繫船(ケイ船)作業の関係である。各々百名、計二百名の人員を擁している。

横浜などの他の全国の主要港湾では、こうした業務はほとんどすべてといってよいくらい民間業者によって行なわれるように、現在はなっている。「民間一では、コストは安いだろうが、そのメリットは資本が吸い取る。民間委託・民営化によってコストは下がる。が、それは民間移行にともなって、ダンピングが行なわれ、それらはすべて要員削減・労働強化など労働条件の底下へと直結し、ひいては、かならず労働災害の危険性増大へとつながっていくのである。労働者への犠牲の強要に他ならない。大阪市においても、地方行革の流れに乗って市議会決算委員会において「行革議員」が大阪市の港湾サービスは、人数も多すぎるし使用している船も高価である」と攻撃してきた。

市従港湾支部においては安全委員会を設置し、局とも安全衛生委員会をもち、組合として労働安全に組織的にとりこんできており、災害件数の減少に努力し公務災害の認定にも実績をつみ上げてきている。

仕事の性格上災害が死亡など重大事故になる可能性も大きいことから、なによりも労働安全を重視し、ポートサービスにおいても質の高い船と十分な人員を確保してきたのである。それが今、やりだまにあげられているのである。

一九八四年度、この問題は当局との交渉課題となり、その結果、タグボート一隻の人員を十人から七、八人に減らし、それによってういた人員を予備要員としてキープし、これをスタンバイ状態で待機させることによつて全船のフル稼働態勢をめざすことになった。

こうして組合では合理化―経営効率化の攻撃に対して、人減しは認めないという職場確保に重点をおいて

対処するなかで一船あたりの要員減少にともなう労働強化、労働安全確保への悪影響が予想されることから、これを組合は重要視し、団交のなかでも当局の責任を確認させるとともに、より一層安全対策に目を光らせていくこととしている。

合理化の波に洗われる港湾 市従港湾支部の職場

大阪港全域の地図をひろげてみる。北から新淀川、正蓮寺川、安治川、尻無川、木津川、大和川が大阪湾にそそいでいる。大阪港がもとと河口港であることがよくわかる。今は北港、南港の広大な埋立地に象徴されるように一大ポートターミナルとなっている。

古くから京阪神、日本の流通基地として工場地帯とともに発達してきた大阪港は、港湾荷役をはじめ多くの労働者が集まる活気のある町であ

る。しかし、港湾の機械化が進展してきている今日少しづつ人の活気がうすれてきているのも確かである。「港の人間は港が好きだ……が、かつてあれだけいた労働者はどこへいったのだろうか」という人もいる。そんな合理化の波に洗われる港湾にあつて多くの労働者、労働組合が働き、闘っている。市従港湾支部もしかり、港はまきれもなく労働者の手によつて動かされている。

市従港湾支部の職場は港内何か所かに分かれている。北港への常吉連絡橋のたもととケーソン工事の職場、港大橋のたもとと第二突堤、ここはケイ船作業を主業務としている。大正区鶴町には機械工場、道路維持管理、また港湾しゅんせつ作業基地がある。南港フェリーターミナルの現場は南港施設管理、ケイ船作業を行っている。

以上のように、仕事は文字通り港湾施設の維持管理、サービス全般に及んでいるのである。

職場における

「組合のヘゲモニー確立へ」

第二次大戦の敗戦に至る中で、大阪は空襲によって壊滅的打撃を受けた。大阪港もまた同様であったが、戦後復興期に、港湾施設の建設・機械化が民間の手でできない時期にあつて、大阪市は他都市に比しても特に力を入れて港湾事業を推進した。弁天ふ頭も市の手でつくられたものである。

ところが昭和二五年に制定された港湾法では、民間業者が事業を行うと申し出れば民間業者を優先することとされているため、こうした市の手でつくられ、市で運営されていた施設も民間に移されていったのである。「民間優先」は、他の業務についても同様に適用され、たとえばタグボートについても大阪港では一割程度の民間参入がみられ、先に述べ

たボートサービスの事務・事業の見直し問題においても、その点への対応という面もある。

このように民営化とのからみでは港湾法上の問題があるが、市従港湾支部では過去、臨時雇用者の本採用の闘いを経るなかで、組合員を増やし職場に組織を築き上げてきている。現在、行革―合理化に抗し職場確保を図りながら組合のヘゲモニーをいかに確立していくかが共通の課題となつていると考えられるが、今回取材して、現業部門のみで組織された大阪市従・港湾支部のあり方はこの問題を考える一つのヒントを示しているように思われる。

・ 第11期 労働者針灸学習会のお知らせ ・

- (一) 募集人員 50名
- (二) 募集期間 4月28日締切
- (三) 開催期間 5月 9日(木)～9月19日(木)
- (四) 学習時間 午後6時～8時30分
- (五) 学習場所 全港湾関西地本三階会議室
- (六) 会 費 18回通し6,000円(含テキスト代)
- (七) 申し込み 安全センターまで御連絡下さい。申し込み用紙をお送りします。

こんなときどうする

(9)

職場安全活動の手引き

じん肺 ②

じん肺法の
指定とは

前号でも述べたように、じん肺法が適用されるのは、同法施行規則二条別表一に規定されている「粉じん作業」であり、その他はたとえいくら多量の粉じんがあっても適用外となります。そして、事業場の中に該当する「粉じん作業」があれば、自動的に事業主は法に基いて様々な対策をたてる義務が生じることとなります。これは他の労働安全衛生の法令と同じですが、全ての事業場対象となっていないので、労使とも知ら

なかったというようなことがよくあります。一つの事業場の中にたとえ一人でも、例えば研磨作業（別表一の4号該当）の労働者が全体のラインとは別に一人だけ仕事に就いているとしても、その事業場は「指定職場」ということになるわけです。労

基署が「おたくは指定です」などはわざわざ言っていないので別表をよくみて、会社が知らなかったり、無視したりしている場合は法に基いて対策をとるよう要求しなければなりません。要求しても無視されれば、労基署に相談にいけば（これを申告

といいます）この時はじめて「おたくは指定職場ですから法の通りにや

りなさい」と会社を指導してくれるのです。

じん肺×線写真像の型と
管理区分

じん肺はじん肺健康診断に基いて管理区分を決定し、その区分に応じて対策が決まっています。健診は、①職歴調査、②×線写真、③肺機能検査の三つですが、×線写真の像を左表のように第一型から第四型にまで分類しており、管理区分の重要な資料となります。よく間違えるので注意することとして、この×線区分と管理区分は違うということです。

×線写真の区分

型	第一型	第二型	第三型	第四型
エックス線写真の像	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの	大陰影があると認められるもの

つまり、二型だから管理二というこ
 とではないのです。管理区分は、×
 線区分と肺機能障害の程度の総合で
 決まります。左表が管理区分ですが、
 管理一というのは「じん肺でない」
 ということです。一度覚えれば実に
 簡単なことですが、すっかり知って
 いる人は予想外に少ないのも事実で
 す。

じん肺管理区分

管理区分	管理一		管理二	管理三	管理四
	イ	ロ			
じん肺健康診断の結果	じん肺の所見がないと認められるもの	エックス線写真の像が第一型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの	エックス線写真の像が第二型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの	エックス線写真の像が第三型又は第四型で、大陰影が大きいもの	エックス線写真の像が第四型で、大陰影の大きさが、胸の肺野の三分の一を超え、かつ、胸の三分の一以下のもので、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

じん肺の
 認定のしくみ

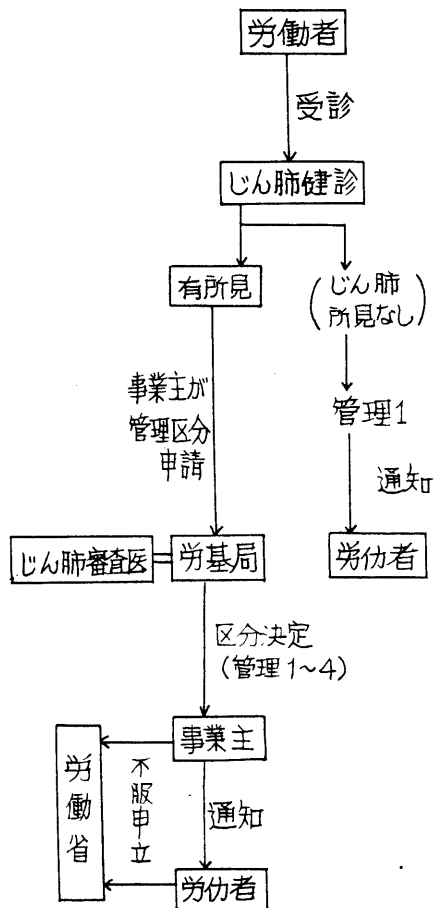
じん肺も職業病の一つであり、補償については労災保険法に基いて行なわれます。従って補償については労基署に対して療養、休業、遺族等の各請求を行なうこととなります。ただし通常の労災では、労基署が請求に対して「支払決定」を行なうことを「労災認定」と呼んでいるわけですが、じん肺の場合は原則としてそれに先立って「労働基準局による管理区分決定」が行なわれ、一定の基準に達して初めて補償請求を行なえるという順序になります。管理区分の申請は通常事業主によって行なわれるものと、労働者本人が行なう随時申請の二通りありますが、表にすると次頁のようになります。

どちらの場合でも労働基準局によって管理一〜四までの区分決定が行なわれるわけですが、一じん肺でな

「管理一はもちろん、管理二、管理三までは原則として、療養等労災保険の補償対象とはなっておらず、管理四で初めて補償を受けられることになるわけです。管理二、管理三は作業転換や健診間隔の短縮などの措置だけですが、前回にも述べたように、左記の五疾病が合併したものについては、じん肺との合併症として労災保険による補償が受けられるようになっていきます。そして、あとは一般の労災と同様、労働者自身が労災申請する権利があり、療養・休業等の補償請求を所轄の労基署に行うこととなります。

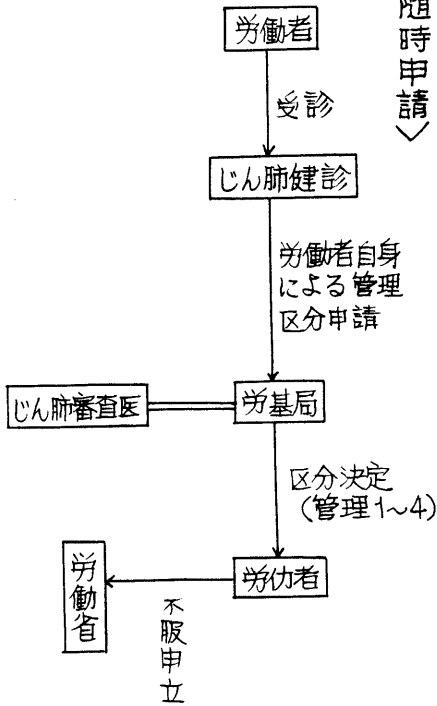
- (施行規則第一条)
- 一 肺結核
 - 二 結核性胸膜炎
 - 三 統発性気管支炎
 - 四 統発性気管支拡張症
 - 五 統発性気胸

〈通常のケース〉



*通常のケースで事業主にも決定に対する不服申立権があるのが特徴

〈随時申請〉



前線から

廃止鉦のマンガン中毒

業務上認定される

岐阜

「今後はじん肺、振動障害も含めたとり組みへ」

岐阜県のマンガン廃止鉦山（辻中鉦業）の規模であった。ここで働いて、十数年間劣悪な環境の中で働き続け、マンガン鉦粉じんを吸い込み続けたためマンガン中毒症にかかった金村、幅両氏は、昨年十月にそれぞれ高山、関労基署に申請を行っていたが、この四月認定となった。

岐阜県内には、今は廃止

今後はもう故人となられた方もおり、重いじん肺症による死亡者もいる。そうした岐阜の元マンガン鉦山労働者の中でマンガン中毒と認められたのは今回が最初である。辻中鉦業は京都、愛媛にも鉦山を所有していたためその方面にも認定患者がおり、また、愛媛ではじ

ん肺、振動病と合わせた集団健診が労住医連の手により行われている。それらとも関連して今回の取り組みがあった。労基署側の調査はまずまず順調に進んできたが、最終段階において、主治医でありマンガン中毒症の権威である松浦医師の意見書に付け加えたいと、中部労災病院の安藤医師への受診を要請してきた。前号で報告したようなやりとりの後、受診することにし、その結果、「マンガン中毒の疑いあり」との意見書が提出されたのである。

今後この認定を第一歩として、他の問題（じん肺・振動障害）についても取り組みを進めていくことになっている。

泉大津

銀行窓口労働者のケイワン

泉大津労基署交渉す

「早期の労災認定を」

K銀行に勤めるI氏の頸肩腕障害につき、四月二日泉大津労基署と交渉をもつた。昨年末の申請から三か

決して充分とはいえず、次回
の交渉には、こちら側の
調査に基づいた意見書の提
出を予定している。

工氏も昨年の五月に休業
状態に追いこまれて以来一
年近くが経過し、最近は一
行側からの圧力もかかって
きており、それは工氏の解
雇問題へと発展しかねない
状況である。

銀行職場における「ケイ
ワン症」は決して少なく
なく、とりわけ窓口業務に長
年就いている労働者にはよ
くみられる職業病である。
しかし、それを労災として
申請する件数はまだまだ少
なく、ほとんどが銀行側の
圧力と産業医の職業病に対
する認識のなさから被災
者は泣き寝入りをしている
というのが実態である。

工氏については一日も早

く業務上認定が勝ちとれる
よう今後労基署との交渉を

受診させなかった雇用主も
いた。 検診の選別をさせ

ない、雇用を排除しない、
経費を事業主負担に、等の
要求をつきつけていくこと
としている。

(なお、四月十三日には全
山労支部が結成された。)

宮 城

「合同振動病健診」 労住医連が宮城県白石市で

受診の約半数が患者

山労支部結成へ

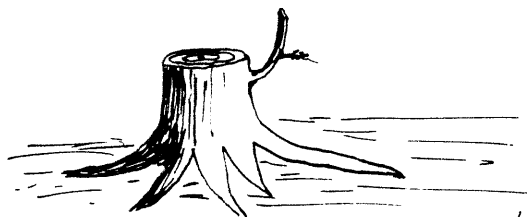
労住医連では、三月二二、入りで検診を受ける人も現

二三日に宮城県白石市で振
動病検診を実施した。
種々の振動病患者数を含み、
計六〇名の検診となった。

検診スタッフは、四国勤
労病院、高知労働安全衛生
センター、大分診療所、岡
山大学、札幌緑愛病院、松
浦診療所、神奈川労災職業
病センターからの十三名で
構成され、宮城県の山林労
働組合結成へ向けての検診
だった。

地元、全山労、全林野で
はこの結果をもとに認定闘
争を組み、地域の林業界・
雇用主に対し、(検診当日、

受診者は当日にテレビ報
道された効果もあり、飛び
受診予定者に圧力をかけ、



全通北摂支部青年部が

夜間労働で学習会

夜勤による健康破壊に警戒を!

吹田

四月十二日、全通北摂支部青年部が「夜間労働を考

える」と題する学習会を開いた。

郵政では昨年二月より、郵便物の翌日配達体制をとるということで全国に区分局を設置、大阪でも吹田局など五局がその指定局となり、十六時間通し勤務を月七〜九回行う職員の数が増えてきている。こうした夜勤労働による自らの健康破壊に対する不安は大きく、まず医学的に見て「夜勤の人体に与える影響」を学習しようということで、今回

講師として、二月に全通和歌山支部の夜勤労働者の自主健診を行った紀和病院副院長の新井医師が参加し、これまでに夜勤労働に関して学会等で発表されている報告などをまじえながら講演が行われた。大阪の北摂以外の区分局

支部の職員も含めた約百人の参加者からは活発な質問が出され、その関心の高さが浮きぼりにされた。十六時間勤務のみならず「深夜勤」の話も出ており、労働者の健康破壊に対し一層の警戒をしてゆく必要があるといえよう。

大阪

公務災害研究会が

「才四回例会」

「申請事例から健診まで総合的に検討」

去年から開始されている公務災害問題研究会はこの四月九日の例会で第四回を数えるに至った。この研究会では、参加している単組、報告者になる形で進めてきている公務災害認定に関する問題点を報告する学習会方式で出発し、これまで大阪市職民生局支部、摂津市職、全林野大阪地本が各々職、報告者になる形で進めてきている。

単産よりそれぞれのかかえている公務災害認定に関する今回の学習会では大阪市

従港地協が、一つの公災申請事例（公務外決定、審査中）をもとに報告し、討論が行われた。

今後引き続き、各官公労からの報告をもとに研究会を進めていくが、内容的にも幅を広げ、職場健診の問題等にもメスを入れ総合的に公務災害問題を明らかにしていきたいと考えている。

東大阪

地労委経営側委員もあきれる 「会社側の組合攻撃」

被災者配転問題で完全勝利の結着

△全金ヤマト産業支部

全金ヤマト産業支部においては、昨年来、会社の組合攻撃が激化し、労使合意事項、協定等の一方的破棄行為が行われてきているが、その中で腰痛被災者Kさんに対して設計部門から現業部門への配転を強要してきた問題について、四月一日付をもって、労使が地労委あっせん案を受諾するとい

う形で組合にとり勝利的に結着した。

その内容は、①今後このようなことのないよう会社は努力する・②「休職処分」の三か月間は出勤扱いとす

る。③解決金を支払う。というものである。

これまでの経過を簡単に述べる。Kさんに対する配転は、組合攻撃の一連のもの

東大阪

学給労健診おわる

職場学習会など取りくみを開始

東大阪学給労の腰痛、ケ

イワン、皮膚科健診は、四月五日でのべ五日間の日程を終了した。ほぼ全員の二

六五名が受診し、中間報告

のの一つであった。Kさんは腰痛被災者であることからこれを拒否したのに対して、会社は、八四年十月十二日付「休職通知書」を出し、三か月休めと命令し、職場を奪う拳に出たのである。

組合はこれに対し、労災認定を十二月末にえる中で、労災被災者への不当処分という点を明確にして反撃した。

経営側委員ですらその悪質さにあきれたほどであり、今回のあっせん案提示となったのである。

自費で針きゅうやマッサージの治療を受けるなどしている例もかなりあることである。

以前の健診では、要注意治療などの結果が出て、後の治療方針などのフォローアップの体制が全くと言ってよいほどとられてこなかった。そのため、やむを得ず、痛みが出てがまん

きない時だけ自費で針きゅう治療に出かけるという例が目立っている。

今後、五月一五〜一七日の三回に分けて、松浦医師を講師とする職場学習会を開くとともに、治療、公災器としてゆく必要がある。

認定などの取り組みを進めていく予定である。同時に、労働環境調査を進め、健診結果と合わせて学校給食労働の実態を明らかにし、合理化攻撃に対する闘いの武器としてゆく必要がある。

西大阪 清掃工場で安全衛生学習会 職場の安全運動の強化へ 大阪市従工場分会

四月二日、大阪市従工場分会西淀班において、「安全衛生の基本問題」というテーマで学習会が行われ、講師としてセンター事務局長が参加し、約九〇分にかたり講演した。

講演内容は主に、安全衛生問題はこれまで経営側の方が系統的な対策を作ってきており、労働側がむしろ

これに巻き込まれていることと、従って何となく対応していれば「安全対策が充実（？）すればするほど働きにくくなる」ということ、これに対抗するには安全委員会や健診、事故対策等、一般的に再度労働組合が自力で立て直していくことが必要ということであった。市従ではこれまで何回か

東大阪

全金松本製作所支部 地域にひるがる闘いの輪 じん肺・腰痛闘争

の学習会の成果を基礎にして、クレーン労働者の腰痛問題への取り組みが始まっているが、今回の学習会もに期待したい。

全金松本製作所支部は二人という少数支部ながら労働職業病問題に真剣に取り組んでいる。粉じん職場でありながら何ら対策を立ててこなかったため組合員の一人がじん肺になり、労災認定をかけたところ、現在裁判で企業責任を追及している。

さらに昨年九月にも一人の組合員が腰痛にかかり休業を余儀なくされた。当然ながら会社は一切労災責任

を認めず、支部は地域の組合、安全センターの支援を受け労災認定闘争を闘い、今年三月業務上腰痛として認定をかちとった。この間こうした二人の粘り強い闘いに触発され、総評平野地協を中心に支援共闘会議が結成され、会社の数限りない不当労働行為を糾弾するとともに地労委に提訴し、会社に対する反撃体制を築いている。

三月の新聞記事から

三・一 共済年金制度「改革」案を、蔵相・自治相が
 国公、地公の両共済組合審議会に諮問。

三・三 マレーシアの三菱系の合併会社がトリウムを
 多量に含む放射性廃棄物のズサンな管理で住
 民に訴えられる。

三・四 英炭鉱スト終結「名誉ある撤退」

三・六 無理に右折しようとした乗用車がタクシーに
 正面衝突、炎上。タクシー運転手など三人死
 亡（神戸・垂水）

三・九 ライトバンにブレーキのきかなくなつたと思
 われるトレーラーが追突、全焼。トレーラー
 運転手死亡、二人重傷。（名阪天理東）

三・一〇 對抗車線のクレイン車が観光バスに右側面か
 ら衝突。乗客二人死亡、二人重体、三〇人重
 軽傷。（大分）

三・一一 原研における二月の収納作業中の被ばく事故
 報告に虚偽判明。二人のうち一人は測定バツ
 シつけておらず。

三・一四 国道関門トンネル立て坑で溶接中に出火、四
 人脱出、二人〇〇中毒。（門司）

三・一五 スキー帰りの立教大生のワゴン車がタクシー
 に追突しはずみで観光バスに衝突、炎上。バ
 ス運転手ら三名負傷（長野）

三・一七 厚生省、老人医療費患者負担の「定額一やめ
 めて一定率」方式へ変更の方針、八六年度実
 施を検討。

三・二三 志布志湾埋立て取り消し訴訟で原告適格なし
 と訴え却下。（鹿児島地裁）

三・二六 長崎じん肺訴訟で、長崎地裁佐世保支部が被
 告日鉄鉱業に対して、原告八〇人への十億円
 賠償命令。しかし、損害賠償請求権について
 は消滅時効十年を適用して、認定後十年以上
 たって提訴した七七人については請求を棄却。

三・二七 阪急バス運転手、運転中に脳出血、重体。
 （箕面）

三・二八 女性銀行員への家族・世帯手当不支給は不当
 差別と盛岡地裁が判決。

山梨筋拘訴訟で、製薬七社に二三億円の支払
 いを命じ、国の責任は不問に付す判決（東京
 地裁）

三・二九 生駒電鉄トンネル工事大陥没、三（）メートル
 の穴。一棟崩落。（東大阪）

三・三〇 郵貯支払い機大規模にマヒ。広島での回線故
 障が波及し近畿、東海、中四国で二時間。

紀和だより

山労・全通健診結果あいついでまとまる

人間ドックも本格実施

四月十一日、病院としては初めての

しくは改善ということであった。

の医療監視を受け、県より十一名が来院、前日から緊張感がみなぎった。しかし比較的無難に終了し、二、三の点について「指導」を受けたものの概ね合格点がついたようである。診療所ではなかったことが、病院ではずい分と多くあることがあらためてわかったような次第である。

説明会は七川地区と小川地区の二か所に分かれて行い、病院からは新井副院長、榎本の二名が出席したが、健診結果を地元の主治医が認めない等の問題も出てきており、早急に対策が必要となっている。

二月に行った健診の結果が相次いでまとまり、三月三十一日には南紀古座川町の山労健診、四月六日には全通健診の結果発表会を行った。山労健診は冬期入院治療を除いた認定者が一六名、新規十一名の計二七名だったが、結果としてはB十二名、C I七名、C II七名、C III一名という結果で、一名を除いて症状は不変も

最終的には六〇名となった。詳しい結果は報告できないが、自覚症状調査のまとめでは、体調の異変についての訴え率は、これまで他職種夜勤者に行われたアンケートの水準を一般的に上回っており、導入一年となる「十六時間勤務の恒常化」が労働者に相当な負担となっていることが明らかとなっている。

また、当病院においても人間ドック

クの入入準備を進めてきたが、今年初めに契約した日通健保大阪支部からの申し込みが始まり、四月下旬より、毎週木曜日（一泊コースは木金）に本格実施となった。しばらくはこの水準が続くと思うが、徐々に拡充していきたいと考えている。

作業環境測定は職場における健康管理の第一歩

環境計量師明事業登録

大阪府 10152号

検査レベル 大阪府 10153号

医療法人 南労会

作業環境測定機関登録

27 43号

(第1,3,4,5号)

関西環境分析センター

大阪市港区弁天2丁目1番30号

TEL. (06) 574-8049

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。

近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっております。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
 - 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013
- (但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版な
ど、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28